

環 対 第 4 6 1 号
令 和 2 年 3 月 2 3 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 大和風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見について
(通知)

令和元年10月17日付けで株式会社ユーラスエナジーホールディングス代表取締役から送付のありました標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 渡邊
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

(仮称) 大和風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、黒川郡大和町において、総出力 60,000kW 程度（定格出力 2,000kW～4,000kW、風力発電設備 20 基）の風力発電施設を設置する事業である。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、本事業の対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、大部分が県立自然公園船形連峰内に位置しているほか、水源かん養保安林、水道水源特定保全地域、希少な植物群落である船形山の原生林及び日本の典型地形である大規模な地すべり地等が存在している。これらのことから、事業区域の設定に当たっては、自然環境等への特段の配慮を行うよう改めて事業者を求める。

さらに、事業者は方法書の記載事項はもとより以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成する必要がある。

1 全般的事項

(1) 事業計画の再検討

事業区域の設定については、環境保全の観点から技術的な根拠に基づく検討経緯を準備書に記載すること。

その上で、調査、予測及び評価の結果、環境影響の回避又は十分な低減ができない場合は、事業計画の再検討を行うこと。

特に、事業区域内の南側については、保安林、希少な植物群落及び大規模な地すべり地等が存在しており、開発による重大な影響が懸念されるため、事業区域の見直しや風力発電設備の基数の削減を行うこと。

(2) 調査、予測及び評価の手法

調査に当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に実施し、その上で、環境影響を可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価すること。

(3) 事業区域周辺への配慮

風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造、配置又は位置、規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、住民等の生活実態を把握した上で、生活環境（騒音、超低周波音、風車の影及び景観）への影響を適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 累積的な影響

事業区域内で林道開設事業等が計画されており、本事業との累積的な環境影響が懸念される。その累積的影響について調査、予測及び評価を行った結果、影響の回避又は十分な低減ができない場合は風力発電設備等の配置等を検討することとし、その検討経緯を準備書に記載すること。

(5) 地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民，立地する大和町や隣接する色麻町及び関係者に対して，環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに，理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 水環境に対する影響

事業区域及びその周辺は，水源かん養保安林に指定されているほか，ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年条例第42号）に定める水道水源特定保全地域にも指定されているなど，水道や農業用水の水源として重要な地域である。

このことから，事業の実施による水道水源に対する影響について適切に調査，予測及び評価すること。

(2) 地形及び地質に対する影響

事業区域の西側には，日本の典型地形「桑沼・升沢一帯（地すべり地）」が存在し，この地すべり地は，隣接する地すべり地も含め山地災害危険地区（地すべり危険地区）にも選定されている。これらのことから，学術上，防災上，重大な影響が懸念される当該地域について，事業区域の見直しを行うこと。

(3) 動物に対する影響

イ 動物の調査において，踏査ルート及び調査地点が不足しているため，生息する動物の行動範囲や生活史等，特性を踏まえ追加すること。

ロ 夜行性の動物への影響を適切に予測及び評価するため，夜間調査を実施すること。

ハ コウモリ類の夜間サーチライトによる飛翔確認調査については，事業区域中央の尾根に加えて，東縁側の尾根でも実施すること。

ニ 事業区域の沢筋には，ミゾゴイが生息する可能性があることから，それらの種の生息場所や文献に示される行動範囲を踏まえ，適切に調査を実施すること。

ホ 小鳥類の空間飛翔密度については，風力発電設備を設置する予定の複数の尾根上において，幅100m長さ500mの区画を設定し，ブレード回転高度を飛翔する個体数を計測するなど適切に調査を実施すること。

(4) 植物に対する影響

事業区域内の特定植物群落船形山の原生林は，保全上の重要度が高いことから，近傍の開発により影響を受けるおそれがある周辺のみズナラ，ブナ等の落葉広葉樹の小径木林も含めて，事業区域から除外すること。また，特定植物群落周辺と風力発電設備等との間に緩衝帯を設けるなど，適切な環境保全措置を実施すること。

(5) 景観に対する影響

眺望点に沢渡地区、吉田小学校周辺、大和町役場周辺及び鶴巣地区や落合地区等の主要な市街地や集落を加えること。

なお、可視領域図にて明らかに不可視となる地点や近接して多くの地点を選定している箇所は、主要な地点のみの選定で十分である。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

バードウォッチングサイト等、特に静穏環境における利用を前提とした活動の場については、文献だけではなく、地域の専門家等にも聞き取りをした上で選定すること。また、予測及び評価に当たっては、指標値の設定も含め、適切な手法を用いること。

(7) 温室効果ガスの削減に向けた検討

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの考え方を基本とし、森林伐採や取付道路の新設・拡幅を含む土地の改変等の工事、設置される風力発電設備等の製造・輸送・稼働・廃棄等による排出量も含めて予測及び評価すること。

(8) 放射線の量による影響

事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含め複数の調査地点を設定し、可能な限り地表面近くから検体を採取した上で、測定を行うこと。